

鹿児島県指定構造計算適合性判定機関の処分の基準

1 趣旨

本基準は、知事が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 35 の 11 又は第 77 条の 35 の 14 第 2 項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、知事が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の行う構造計算適合性判定（法第 6 条第 5 項又は第 6 条の 2 若しくは第 18 第 4 項の構造計算適合性判定をいう。以下「判定」という。）の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって判定の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第 77 条の 35 の 14 第 2 項の規定に基づき行う機関の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務停止命令」とは、法第 77 条の 35 の 14 第 2 項の規定に基づき行う機関に対する判定の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (3) 「監督命令」とは、法第 77 条の 35 の 11 の規定に基づき行う機関に対する判定の業務に関する監督上必要な命令をいう。
- (4) 「文書注意」とは、処分に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は注意を行うことをいう。

3 処分の基本方針

機関に対する処分は、県民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うものとする。

4 機関の処分の基準

(1) 一般的基準

機関に対する処分の内容の決定は、(2)から(4)までに定めるほか、別表に従い行う。

(2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）は、最も重い処分事由に基づき処分を行うものとする。

ロ 二以上の処分すべき行為について併せて処分を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする

処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）の A に該当する場合には、取消しを行う。

処分すべき行為のいずれもが処分ランクの A に該当しない場合には、それぞれの行為が該当する処分ランクに係る業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行う。ただし、当該合算した期間が 1 年を超える場合には、取消しを行う。

(3) 過去に処分を受けている場合の取扱い

処分の日の直近1年間に3月以上の業務停止命令を受けている機関が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。

また、処分の日の直近3年間に業務停止命令を受けている機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1)及び(2)に従い決定された業務停止の期間に処分の日の直近3年間に業務停止命令を受けた回数に1を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該期間が1年を超える場合には、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重又は軽減

処分事由に該当する行為が次に定める場合（判定の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。なお、加重後の業務停止命令の期間が1年を超えるときは、取消しを行うとともに、取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。

イ 処分を加重すべき場合

重大な悪意又は害意に基づく行為である場合

暴力的行為又は詐欺的行為である場合

法令違反の状態が長期にわたる場合

常習的に行っている場合

罰金の刑に処せられた場合

悔悛の情が見られない場合

その他情状等を加味する必要がある場合

処分事由に該当する行為が、 から に該当する場合、 から までの2以上に該当する場合又は から までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合には、処分の内容を3倍に加重することを基本とする。

また、処分事由に該当する行為が から までのいずれかに該当する場合又は故意によるものである場合（ に該当する場合を除く。）には、処分の内容を2倍に加重することを基本とする。当該行為が故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合には、取消しを行うことを基本とする。

ロ 処分を軽減できる場合

違反行為の内容が軽微で具体的法益侵害又はその発生の可能性がない場合

違反行為につき未遂で終わった場合

災害や機関の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合

処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合

建築主による速やかな違反是正を図るため積極的に損失補填等を行った場合

その他情状等を加味する必要がある場合

処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、 から までのいずれかに該当する場合には、業務停止命令の期間を3分の2に、 から までの2以上に該当する場合には、業務停止命令の期間を3分の1に、それぞれ軽減することを基本とする。

なお、処分すべき事由が処分ランクDに該当する場合であって、文書注意等による行政指導の結果、監督の目的が達成されたと判断されたときは、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、処分しないことができる。

5 処分に伴う措置

(1) 指定書の返納

取消し又は業務停止命令を行った場合には、機関に対して速やかに指定書（機関の指定の際に交付される書類をいう。）を返納させることとする。

(2) 業務の引継ぎ

取消しを行った場合には、法第77条の35の10第1項の帳簿及び同条第2項の書類を知事が引き継ぐものとする。

(3) 処分の報告

知事において取消し又は業務停止命令を行った場合には、処分を受けた機関の名称、住所、指定番号、処分者、処分日、処分の内容、処分事由等（以下「処分の概要」という。）を、県内の特定行政庁及び県内を業務区域としている指定確認検査機関に速やかに通知するものとする。また、知事は国土交通省九州地方整備局に処分の概要を報告するものとする。

(4) 処分後の指導監督

機関に対して処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、さらに処分・告発を行う。

6 処分の保留

次に定める場合には、必要な間、処分を保留することができる。

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合

判定に係る建築物の建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合

処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分の内容の決定に当たっては当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に判定の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

また、6により処分の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

(別表)

根拠条項	関係条項	処分事由	処分 ランク	標準的な 処分内容
77の35の14 一	6,6の2,18	判定結果通知の期限内交付義務違反(1)	D	業務停止命令1月
	6,6の2,18	判定機関延長通知義務違反(1)	D	業務停止命令1月
	18の3	確認審査等に関する指針第2「構造計算適合性判定に関する指針」によらない構造計算適合性判定(「77の35の14五その他」に係るものを除く。)	D	業務停止命令1月
	77の35の5	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の7	構造計算適合性判定員以外の者による構造計算適合性判定の実施	C	業務停止命令3月
	77の35の7	構造計算適合性判定員の構造計算適合性判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令3月
	77の35の7	構造計算適合性判定員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の10	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の13	許可を得ない構造計算適合性判定業務の休廃止	D	業務停止命令1月
77の35の14 二	77の35の8	秘密保持義務違反	B	業務停止命令6月
	77の35の9	その他構造計算適合性判定業務規程によらない構造計算適合性判定	C	業務停止命令3月
77の35の14 三	77の35の7	構造計算適合性判定員解任命令に違反	A	取消し
	77の35の9	構造計算適合性判定業務規程の変更命令違反	A	取消し
	77の35の11	監督命令違反	A	取消し
77の35の14 四	77の35の4一	構造計算適合性判定業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の35の4二	経理的,技術的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の35の4三	代表者及び担当役員が関係する個人,企業,団体等が設計,工事監理,施工等を行う建築物に係る構造計算適合性判定の実施	B	業務停止命令6月
		構造計算適合性判定員による,その者が関係する個人,企業,団体等が設計,工事監理,施工等を行う建築物に係る構造計算適合性判定への従事	B	業務停止命令6月
		業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令6月
	77の35の4四	機関又は機関の親会社等である指定確認検査機関が求めなければならない構造計算適合性判定の実施の禁止違反	A	取消し
	77の35の4五	機関としての制限業種の実施等	A	取消し
77の35の4六	構造計算適合性判定の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令3月	
77の35の14 五	77の35の12	構造計算適合性判定の業務に関し必要な報告をせず,又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令3月
		構造計算適合性判定の業務の状況等の検査を拒み,妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令3月
		構造計算適合性判定の業務の状況等の質問に対して答弁せず,又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月
	77の35の11	業務停止命令違反	A	取消し
	その他	法第6条第5項,第6条の2第3項,第18条第4項の構造計算適合性判定における著しく不適切な判断(2)	A~D	業務停止命令又は取消し
		構造計算適合性判定の業務に関する著しく不適切な行為	C	業務停止命令3月
77の35の14 六		不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注1) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について,例えば,「77の35の14一」は「第77条の35の14第2項第1号」の意である。

(注2) 「処分等事由の内容」欄の「(1)」及び「(2)」は次のとおりである。

(1): 法第87条第1項において準用する場合を含む。

(2): 具体的な処分の内容は,過失の程度,結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定する。